

J M I T U大会運営規程

第1章 総則

第1条 この規程は、規約第22条にもとづいて定めるものである。

第2章 大会準備

第2条 大会に必要な準備は中央執行委員会があたる。中央執行委員会は必要により役員選考委員会などの小委員会を設けることができる。

第3条 大会を開催するときは、遅くとも3週間前までに、日時、場所、主要な議題、代議員数、運営方法（オンラインを利用した開催かどうか）など必要な事項を地方本部、産業本部および支部に通知する。

第4条 代議員の割当基準となる組合員数（規約16条）は、大会開催2ヶ月前までの3ヶ月間の組合費完納平均組合員数とする。代議員の定数は中央執行委員会で決める。

第3章 司会者

第5条 司会者は中央執行委員長が指名し、議長が選出されるまでの大会運営にあたる。
(司会者の任務)

第6条 司会者はつぎの任務を行う。

- 1、この規則にもとづく資格審査委員会を選出する。
- 2、規約18条にもとづき大会の成立を宣言する。
- 3、規約第21条およびこの規程にもとづいて議長団を選出する。

第4章 資格審査

(資格審査委員会)

第7条 資格審査委員会は代議員の資格を審査する。

第8条 資格審査委員会は代議員3名で構成し、中央執行委員1名が参与として参加する。資格審査委員長は委員の互選で決める。

第9条 資格審査委員長は、資格審査委員会を代表し、資格審査の結果を大会に報告する。

第10条 資格審査は、規約第16条を基礎におこなう。

第5章 大会成立

(大会の成立)

第11条 大会は、資格審査委員会が規約第18条に従って成立を確認してからでなければ、議長団を選出し議事を開始することはできない。

第6章 議長団

(議長団の定数)

第12条 議長団は、議長、副議長の各一名とする。

(議長団の選出)

第13条 議長、副議長は立候補制とし、定数を超えたときは、無記名投票により選出する。この投票の管理は選挙管理委員会があたる。

(議長団の任務)

第14条 議長団はつぎの任務をおこなう。

議長は大会を代表し、議場の秩序を保持し、議事を整理・進行する。

- ②この規則にもとづく議事運営委員会を設ける。
- ③副議長は議長を助け必要に応じて代行する。
- ④副議長は議長不信任の動議が提出されたとき、議長に代わってその動議の採否を大会にはからなければならない。
- ⑤議長不信任の動議が否決された場合は、議長は再び議長席に復さなければならない。

(議長の権限と責任)

第15条 議長はつぎの権限と責任をもつ。

- 1、発言者を指名すること。
- 2、議題の範囲から逸脱した発言および動議を否決すること。
- 3、議事の審議および採決の方法をきめること。
- 4、この規則によって設けられた各種委員会に出席し発言すること。
- 5、議場の規律を保ち、正常な大会運営のために必要な措置をとること。

第7章 大会役員

(大会の役員)

第16条 大会につきの役員をおく。役員は、中央執行委員会の推薦によって議長が指名し大会の承認を得る。

- 1、大会書記長 1名
- 2、大会書記 若干名

(大会役員の仕事)

第17条 大会役員は、つぎの任務をおこなう。

一、大会書記長

- 1、議長に従い、書記を指示して会議一切の事務を処理する。
- 2、議長の議事進行を助ける。
- 3、規約または規則に照らして議事進行に疑義があるときは、議長の許可を得て発言できる。

二、大会書記

- 1、大会書記長の指示のもとに会議事務にあたる。
- 2、会議の議事経過を記録する。

第8章 議事運営委員会

(議事運営委員会)

第18条 議事運営委員会は大会議事を運営する。

(議事運営委員会の構成)

第19条 議事運営委員会は、代議員3名で構成し、中央執行委員1名が参与として参加する。
議事運営委員長は委員の互選で決める。

(議事運営委員会の任務)

第20条 議事運営委員会は、大会運営に関する次の事項を決定し大会の承認を求める。

- 1、議事日程の進行および変更、会期の延長、提出議案および大会より付託された修正案、動議の整理および取扱いの決定
- 2、役員選挙ならびに規約19条、20条で定められた投票の管理
- 3、会議の混乱、その他事故がある場合の措置
- 4、緊急動議の受付ならびに取扱い
- 5、その他議事運営についての必要な事項

第9章 議事

(会議の公開)

第21条 大会はオンライン開催、もしくはオンライン併用開催とすることができる。また、原則として公開とする。

(発言)

第22条 会議で発言しようとするときは、挙手し、議長の指名を受けなければならない。議長より発言を許可されたものは、起立し、所属と氏名を告げたいえで発言する。

(議案の提案)

第23条 中央執行委員会は、大会の3週間前までに主要な議案を提起するものとする。

- 2 地方本部、産業本部と支部より提出される議案は、大会開会の日より2週間前までに、提出理由等を付して、文書で中央執行委員会に提出し、その審議を得たものでなければならない。

(追加議案)

第24条 会期中、緊急の必要にもとづいて追加議案を提出しようとするときは、文書をもって議長に提出しなければならない。追加議案が提出されたとき、議題とすることに1名以上の賛成があれば、議長はこれを大会にはからなければならない。

第25条 議長は、大会にはかつて追加議案の提出時期をあらかじめ制限することができる。

(議案の審議)

第26条 議案は本会議で審議することを原則とする。ただし、必要のある場合は、分科委員会を付託審議させ、その経過と結果にもとづいて再び討議して決めることができる

第27条 議案に対する修正案を提出しようとするときは、文書をもって議長に提出しなければならない。修正案が提出されたときは、議題とすることに1名以上の賛成があれば、議長はこれを大会にはからなければならない。

(動議)

第28条 代議員は、つぎの各号に関する動議を提出することができる。

- 1、議事進行
- 2、討議の打ち切り
- 3、議長不信任
- 4、議事の審議状態または運営
- 5、休会、休憩、再開時間
- 6、その他、議題とは別に独立して審議すべき事項

第29条 議長は、動議が提出され、議題とすることに1名以上の賛成のあるときは、他の議事に優先して取り扱わなければならない。

(採決)

第30条 採決の方法は、挙手、起立、または直接無記名投票によって行う。ただし、郵便投票とする場合、投票の秘密が守られる方法でなければならない。

第31条 議長が採決を行う旨を宣言した場合は、何人といえどもその議題について発言することはできない。ただし、議長の採決方法が不当な場合における採決方法に関する発言はこの限りではない。

第32条 一度採決に付し、賛否の決定した議題については、その大会において再審議をおこなうことができない。

第33条 採決の結果、賛否の決定しない議事の取扱い方法に関しては、議事運営委員会の議を得て定めるものとする。

第34条 採決の順序は、原則として原案に遠いものから先に採決する。

第10章 分科委員会

(分科委員会)

第35条 議事運営上必要のあるときは分科委員会を設けることができる。

(分科委員会の構成)

第36条 分科委員会は、代議員で構成し、その選出方法、構成人員などは、議事運営委員会に付託し、その答申にもとづいて本会議で決める。分科委員長は、委員の互選で決める。分科委員会には中央執行委員会の代表が参与として参加する。

(分科委員会の報告)

第37条 分科委員会は、付託議案の審議が終ったとき、その経過を本会議に報告しなければならない。

第11章 議事録

(議事録)

第38条 議事録にはつぎの事項を記載する。

- 1、会議の種類
- 2、開会の辞
- 3、開会および閉会の日時
- 4、議長、副議長、大会書記長の氏名
- 5、報告事項の要点と質疑の大要
- 6、議案とその決定までの審議の大要
- 7、動議とその決定までの大要
- 8、採決の方法と可否の数
- 9、選挙についての経過
- 10、その他必要と認める事項

第39条 議事録は、議長、副議長および大会書記長が確認し、中央執行委員長が署名・捺印しなければならない。

付則

(規則の準用)

第40条 この規則は、中央委員会に準用する。

ただし、準用することが適当でない部分については、その都度きめる。

(規則の改廃)

第41条 この規則は、議決機関の議を得なければ改廃できない。

(施行年月日)

第42条 この規則は、2016年1月31日から施行する。

2024年1月27日一部改正